

平成18年1月

＝◇消費税について＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

消費税は、事業者を納税義務者、消費者を最終負担者として、商品・製品の販売、物品の貸付け、サービスの提供など消費一般に広く課税される間接税です。

取引に課税されますが、社会政策的な配慮やその取引の性格などから、非課税や不課税、免税など消費税のかからないものもあります。

＝◇消費税額の税率＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

>消費税は何%？

消費税は5%というイメージが強いのですが、正確には、国税である消費税（4%）と、地方消費税の二つあります。

それらを、合計して“5%”相当として、計算されています。

国税である消費税額と、地方消費税額を合わせて、消費税額等と呼ぶことが多いです。

納付税額の計算では、まず国税である消費税額（4%）を計算してから、地方消費税額（消費税額の25%）を計算するので注意が必要です。

＝◇消費税の申告が必要な個人事業者＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

平成16年まで課税事業者で無かった場合の例で、考えてみます。

年 分	15年	16年	17年	18年
課税売上高	1030	990	1000	1020 (万円)

基準期間—————→課税期間

：
：

<17年分から課税事業者になる>

上図のように、基準期間の課税売上高が1000万円より多いと課税事業者、
また、 // // 1000万円以下だと免税事業者になります。

＝◇記帳等＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

>端数処理

取引上、消費税の端数処理は、事業者によってまちまちです。
ただ、確定申告時には、計算課程で生じる1円未満の端数については、「切り捨て」を原則としています。

>仕訳の方法

消費税の経理処理には、いくつかあるのですが、ここでは税込経理方式による、一番簡単な方法を紹介します。

(例) 農産物を販売出荷し、525,000円(内消費税額等25,000円)が預金口座に入金された。

借 方		貸 方		
預 金	525,000	／	売 上	525,000

(例) 肥料を購入し、代金31,500円(内消費税額等1,500円)を現金で支払った。

借 方		貸 方		
肥料費	31,500	／	現 金	31,500

税抜経理方式は、消費税を意識せずに記帳が出来るメリットがあります。

>帳簿及び請求書等

仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等について記載した帳簿のほか、相手方から受領した請求書等の保存が義務付けられています。
注意したい点があるのですが、別添資料で確認ください。

＝◇消費税額等の計算＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

＞納付税額の計算方法

原則課税（一般課税）と簡易課税による計算方法があります。

なお、簡易課税が選択できる事業者で、簡易課税を選択しようと考えている方は、「簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出するようになります。

＞原則課税と簡易課税のどちらを採用するか

どちらも一長一短はあるのですが、一般的なケースで考えると、通常は簡易課税、多額の設備投資があれば原則課税と言えそうです。

＞原則課税

売上げや経費等に関する科目ごと、取引ごとに、課税・非課税・免税・不課税の区分を明確にし、分類・集計・計算します。

＞簡易課税

課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた次の「みなし仕入率」を乗じ、これを仕入控除税額とみなして納付税額を計算します。

事業区分	みなし仕入率	該当事業
第1種	90%	卸売業
第2種	80%	小売業
第3種	70%	農業等
第4種	60%	飲食店、作業受託等
第5種	50%	不動産業等

簡易課税の選択には一定の条件が必要になりますので、資料最後の「お知らせ」をお読みください。

(例)

簡易課税を選択し、課税売上高が 10,000,001 円だった場合の、納付税額の計算手順を紹介します。

(計算イメージ)

事業区分が農業と仮定して計算します。

課税売上高に係る消費税額は、 $10,000,001 \text{ 円} \times 4\% = 400,000 \text{ 円} \dots A$

控除対象仕入税額は、 $400,000 \text{ 円} \times 70\% = 280,000 \text{ 円} \dots B$

Aは、売上時に受け取った消費税（国税は4%）で、

Bは、仕入時に支払った消費税とみなします。

だから、AからBを引いたものが、国税として支払う消費税額となります。

$$400,000 \text{ 円} - 280,000 \text{ 円} = 120,000 \text{ 円}$$

また、地方消費税額は、消費税額の25%なので、

$$120,000 \text{ 円} \times 25\% = 30,000 \text{ 円}$$

となります。

従って、支払う消費税額等は、 $120,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円}$ で、 $150,000 \text{ 円}$ となります。

-----		-----	
課税売上高		控除対象	
に係る		仕入税額	
消費税額		を控除	
		280000 円	
400000 円	-	-----	=
		• •	
		• •	消費税額 →→•
		• •	120000 円 ↓
-----		• • • •	----- × 25%
			↓
			↓
		地方消費税額	30000 円 ←←•

＝◇参考資料＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

このテキストは、以下の書籍を参考に、一般的なケースでの簡易な経理例を紹介したものです。

農業者のための消費税の届出から申告まで（全国農業会議所）
よくわかる農家の青色申告平成 17 年度版（全国農業会議所）

個別具体的な内容については、様々なケースが考えられますので、税務署等で確認されるようお願い致します。

＝◇お知らせ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

※簡易課税を検討されている方は、以下の点にご注意ください。

<個人事業者のみなさんへ>消費税の簡易課税制度届出は17年12月31日まで
簡易課税制度は、課税売上高から「みなし仕入率」により納付税額を計算できる特例制度です。

消費税の申告が必要な個人事業者のうち、前々年の課税売上高が5000万円以下の場合
は、届出により簡易課税制度が選択出来ます。

簡易課税選択届出書は、「平成17年に新たに課税事業者となった方」「平成18年において課税事業者である方」とも17年12月31日までに税務署に提出する必要があります。
詳しくは相馬税務署までお問い合わせください。

- ・問い合わせ先 相馬税務署（36-3113）